

選ばれる園になるためのメルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



公定価格の令和6年度の変更点について

(株)幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。チャイルドグループの各事業部のノウハウをQ&A形式でお届けします。

Q

公定価格の令和6年度の変更点について、ポイントを教えてください。

令和6年度の公定価格の変更点を十分理解しないままに、既に4ヶ月が経過しました。変更点のポイントを教えてください。



A

「4歳以上児配置改善加算の新設」「主任保育士専任加算の要件の見直し」「主幹教諭等専任加算の要件の見直し」「小学校接続加算の見直し」が主な変更点です。詳しくは、こども家庭庁のホームページに記載された通知をご覧ください。

①4歳以上児配置改善加算【新設】

4・5歳児の職員配置基準を25:1で実施する施設に加算する。
(チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している園は、当該加算のみを適用)

②主任保育士専任加算の要件の見直し【拡充】

要件の一つに、乳児が「3人以上利用している施設」とあるが、「乳児の利用定員が3人以上あり、かつ乳児保育を実施する職員体制を維持し、地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合」は、前年度に要件を満たしていた月(令和5年度に特例の適用があった月を含む)については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

③主幹教諭等専任加算の要件の見直し【拡充】

複数実施すべき事業について「都道府県及び市町村等の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う部局等と連携して、園内研修を企画・実施すること」によっても加算取得を可能とする。

④小学校接続加算の見直し【改正】

加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件のうち、i～iiを満たした場合を一段階目、下記要件i～iiiを満たした場合を二段階目とするとともに加算額を見直します。

- i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む)のカリキュラムを編成・実施していること

事業部紹介

株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。

①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平(弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910 Email yohokeiei_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

